

保 発 1 2 0 7 第 5 号
平成 2 9 年 1 2 月 7 日

都道府県知事 殿

厚生労働省保険局長

(公 印 省 略)

「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正について

医療保険各法（「高齢者の医療の確保に関する法律」（昭和57年法律第80号）を除く。）の規定による被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。）であって、70歳から74歳である者に係る一部負担金等については、平成20年4月1日以後、「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」（平成20年2月21日付け保発第0221003号厚生労働省保険局長通知別紙。以下「要綱」という。）に基づき、軽減特例措置（以下「指定公費負担医療」という。）が講じられている。

これまで指定公費負担医療については、第三者行為による傷病に対しても支給を行うことができることとし、その場合の第三者に対する請求については「指定公費負担医療に関する取扱いについて」（平成21年3月31日付け保保発第0331005号・保国発第0331002号厚生労働省保険局保険課長及び国民健康保険課長連名通知、以下「課長通知」という。）において、保険者が第三者求償により保険給付の返還請求を行う場合、当該被保険者が当該保険給付に付随して指定公費負担医療を受給していた場合は、指定公費負担医療相当額についても、併せて請求を行うようお示しし、国から保険者に対し請求を委任している。しかしながら、保険者から損害保険会社に指定公費負担医療相当額を請求する場合に、損害保険会社において請求の根拠となる法的措置が不十分であるとして、請求に応じられないケースが生じている状況が見られる。

第三者行為に起因する費用は本来公費で負担すべきでないが、請求の根拠に疑義が生じないように、今般、下記のとおり要綱を一部改正し、根拠の明確化を図ることとしたので、各保険者におかれては遺漏のないよう第三者求償の取組をお願いする。

また、このことについては、一般社団法人日本損害保険協会、一般社団法人外国損害保険協会、全国共済農業協同組合連合会、全国自動車共済協同組合連合会、全

国トラック交通共済共同組合連合会及び全国労働者共済生活協同組合連合会（以下「損保団体」という。）並びに損害保険料率算出機構に対し、自動車保険（共済）の管轄店（以下「任意保険等管轄店」という。）並びに自動車損害賠償責任保険の管轄店及び自動車損害賠償責任共済契約の再契約先である都道府県共済農業協同組合連合会（以下「自賠責保険等管轄店」という。）においてもご理解いただけるように、指定公費負担医療相当額に係る請求について下記のとおり通知していることを連絡するとともに、求償に協力されたい旨の申入れを行った。

また、要綱改正に伴う診療報酬請求事務の取扱いについて、日本医師会、日本歯科医師会及び日本薬剤師会と協議済みであることについて申し添える。

なお、都道府県及び市町村におかれても、都道府県医師会等及び郡市医師会等と下記の内容について情報を共有していただくようお願いする。

都道府県におかれては下記の内容をご了知の上、指定公費負担医療に係る第三者行為求償事務の取組に遺漏のないよう貴管下保険者並びに被保険者その他関係機関に対する周知等特段のご配慮をお願いする。

記

1 要綱改正による変更点について

(1) 指定公費負担医療の対象者について

従来、第三者行為による傷病についても指定公費負担医療の対象としてきたが、今般の要綱改正により第三者行為による傷病については指定公費負担医療の支給対象から除かれる。このため、保険医療機関等においては、高齢受給者証（1割）の記載にかかわらず、法定の2割負担（※）が原則となる。

これにより、第三者行為による傷病に対し、指定公費負担医療が支給された場合には、要綱に基づき、保険者から被保険者に対し返還請求を行う必要がある。ただし、当該請求額について国が第三者に対し直接請求すること及び国が保険者に請求を委任すること（保険者が国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金（以下「連合会等」という。）その他の外部機関に当該請求を復委任することを含む。）について被保険者が同意した場合は、この限りでない。

保険者は被保険者の同意を得た上で、任意保険等管轄店又は自賠責保険等管轄店に対し指定公費負担医療相当額に係る損害賠償請求を行う。

※ 患者からの申し出等により、医師が傷病の原因が第三者行為によるものと判断する場合には、要綱に基づき指定公費負担医療の支給対象外として、

治療が終了（症状固定）するまで、当該傷病に係る診療分（診療報酬請求書（以下「レセプト」という。）の特記事項欄に「10. 第三」及び「20. 二割」と記載されるケースを想定。）については、高齢受給者証（1割）の記載にかかわらず、法定の2割負担で一部負担金相当額が請求される。

患者からの申し出等がなく、第三者行為によるものと判断されない場合や第三者行為によらない私病に係る診療分については、現行どおり、指定公費負担医療を支給（＝1割相当額を請求）する。

なお、原則は上記のとおりであるが、保険医療機関等では、第三者行為による傷病であることを必ず把握できるとは限らないことや、第三者行為による場合でも自損扱いになる場合があること等を踏まえ、運用に当たっては、各保険医療機関等において指定公費を支給するものとし、支給額に基づき、連合会等に請求を行うものとする。

このため、各保険者におかれては、第三者行為による傷病に対し指定公費負担医療が支給されていたとしても、保険医療機関等にレセプトの返戻（私病分を分離するために返戻する場合を除く。）を行わないこととされたい。

（2） 指定公費負担医療に係る求償事案に用いる同意の意思表示について

指定公費負担医療相当額について第三者行為求償を行う場合には、1（1）に記載のとおり、次の点について被保険者の同意を得る必要がある。

- ① 国が、第三者又は第三者の加入する任意保険等管轄店又は自賠責保険等管轄店に対し指定公費負担医療相当額の請求を行うことについての同意
- ② 国が、指定公費負担医療相当額の請求及び受領を保険者に委任することについての同意
なお、保険者が請求を連合会等に委任することの同意を得た場合には、復委任することが可能となる。
- ③ 第三者から受領した指定公費負担医療相当額をもって、被保険者が保険者に返還すべき不当利得相当額と相殺することの同意

上記のとおり、被保険者から、国及び保険者が委任（連合会等への復委任を含む。）を受ける場合には、被保険者の明確な意思表示の証拠として上記①～③までの内容が記載された同意書の提出を求める。

（3） 改正要綱の施行日について

平成30年2月1日

2 要綱改正に伴う第三者行為求償事務の取扱いについて

従前、課長通知においてお示ししてきたとおり、被保険者が保険給付に付随して指定公費負担医療を受給していた場合には、指定公費負担医療相当額についても、給付相当額と併せて第三者に対し請求を行っていただく事務に変更はないが、今般の要綱改正に伴い、次のとおり請求事務を整理する。

なお、当該請求事務に係る指定公費負担医療相当額の損害賠償請求権については、被保険者からの同意に基づき、療養の給付等の給付本体と同様と整理している。

(1) 改正要綱施行後に交通事故が発生した事案への対応について

改正要綱の施行後に発生した交通事故に伴い指定公費負担医療が支給された事案に係る第三者行為求償については、保険者は改正要綱に基づき、同意を得た上で、同意書を添付して、任意保険等管轄店又は自賠責保険等管轄店に対し請求を行う。

なお、治療が終了（症状固定）するまでの間は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険等」という。）における保険金等が支払われないが、初めて給付内訳書を送付する際に同意書を添付することとし、以後毎月給付内訳書を送付することを基本とする。（以下、治療が終了するまでの請求の取扱いは同じ。）

(2) 改正要綱施行前から治療が継続している事案及び施行前に治療が終了している事案への対応について

改正要綱の施行前から施行後にまたがって治療が継続している事案及び治療が終了している事案のうち、施行前の指定公費負担医療相当額について、時効（事故発生日の翌日又は時効中断手続きの翌日から3年）が完成しておらず、保険者において被保険者と第三者との間で示談が成立していないことが確認できた事案については、保険者は改正要綱施行前に係る求償分についても同意を得た場合には、同意書を添付して次のとおり任意保険等管轄店又は自賠責保険管轄店に請求する。

(ア) 改正要綱施行前から治療が継続している事案については、任意保険等管轄店又は自賠責保険等管轄店に対し請求する。

(イ) 平成27年2月以降の受診分で、改正施行前に治療が終了している事案については、自賠責保険等管轄店のみに請求する。

なお、第三者が任意に加入する任意保険等に請求する際の示談については、指定公費に係る請求が任意保険等管轄店又は自賠責保険等管轄店に到達した時

点の状況によることに留意する。

その上で、示談が成立していない事案については、時効が完成するまでの間は請求が可能となることから、速やかに請求を行っていただきたい。速やかに請求ができない事案については、任意保険等管轄店又は自賠責保険等管轄店に対し、時効中断効力が認められている給付内訳書を送付するなど、各保険者において適切に時効中断手続きを講じていただきたい。なお、改正要綱施行前に既に治療が終了している事案については請求額が算出できるため、平成30年6月末までを目途に請求を行うよう努めていただきたい。

自賠責保険等における保険金等の支払状況については、「健康保険及び国民健康保険の自動車損害賠償責任保険等に対する求償事務の取扱いについて」（昭和43年10月12日付け保険発第106号厚生省保険局保険課長・国民健康保険課長連名通知）の手続きに基づき、自賠責保険等管轄店に照会されたい。

3 同意書の内容及び取扱いについて

1（2）の請求に伴い必要となる同意内容を記載した同意書は、参考例のとおり。

なお、指定公費負担医療に係る求償事案以外の事案においては、従前どおり現行の同意書様式を用いることを基本としている。

また、指定公費負担医療は、平成26年度をもって廃止し、現在は、誕生日が昭和19年4月1日以前の方を対象に経過措置を講じており、平成30年度をもって経過措置期間が終了される予定である。このため、保険者が被保険者又は被扶養者（現役並み所得者を除く。以下「被保険者等」という。）から同意を得ることとしている（同意書の取得事務を連合会等に委託することは制度上可能である）。

併せて、同意書の参考例では、保険者が給付制限や求償を行う際に必要となる情報について、届出受理後に官公庁や保険医療機関等に照会を行うことや、調査の結果、飲酒運転等の事実が発覚し、被保険者に対して給付制限を行う場合は請求を行うことについても同意内容に加えている。これらの内容については、これまでの経験を踏まえ所要の改正を加えたものであり、保険者の判断により必要な同意を得ていただきたい。

4 連合会等への委託について

第三者が加入する任意保険等管轄店又は自賠責保険等管轄店から指定公費負担医療相当額を受領することについては、被保険者等の同意を得ることによって、連合会等に委託することが可能である。実際に委託するかどうかは各保険者において判断されたい。

5 被保険者等への周知について

今般の要綱改正により、第三者行為に伴う傷病に係る療養の給付等については、指定公費負担医療の支給対象外となるため、高齢受給者証（1割）にかかわらず、法定の2割負担となることについて、被保険者等に周知いただくようお願いする。

また、支給対象外であるにも関わらず、支給を受けていた場合には、保険者から被保険者等に対し返還請求を行うこと、ただし、被保険者等から同意を得た場合には、保険者が第三者又は第三者の加入する任意保険等管轄店又は自賠責保険等管轄店に対し請求を行うことについても、併せて周知いただくようお願いする。